

神崎市脊振町複合施設建設基本設計業務委託仕様書

神崎市脊振町複合施設建設基本設計業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、神崎市が発注する神崎市脊振町複合施設建設基本設計業務委託（以下「本業務」という。）に関して、受託者が当該業務を履行するために必要となる事項を示したものである。

1 一般事項

(1) 発注者

神崎市長 松本茂幸

(2) 業務名

神崎市脊振町複合施設建設基本設計業務委託

(3) 履行期間

契約締結の日から平成30年3月9日（金）まで

(4) 契約限度額

30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 建物用途 複合施設

(6) 延床面積 約2,600㎡（想定）

(7) 敷地面積 約5,380㎡（想定）

(8) 建設候補地 神崎市脊振町広滝555番地1 他

(9) 用途地域 指定なし

(10) 建ぺい率・容積率 制限なし・制限なし

(11) 道路斜線制限（勾配） 制限なし

(12) 隣地斜線制限 20m＋勾配1.25

(13) 土砂災害警戒区域 指定あり

2 業務の進め方

基本計画の内容を踏まえつつ、次に掲げる事項を十分に理解し、業務にあたるものとする。

(1) 市では、市民をはじめ有識者などで組織した「神崎市脊振町複合施設建設検討委員会」並びに職員で組織した「神崎市本庁舎等建設庁内検討委員会」及び「同部会」「同分科会」において、神崎市脊振町複合施設建設に関する検討を行っている。受託者は、これらの会議に積極的に参加するものとし、会議が効果的、効率的になるよう努めること。

また、検討した内容が基本設計に効果的に反映されるよう助言を行い、必要に応じて技術資料やイメージ図などを提供すること。

- (2) 各会議において、受託者がイニシアティブを発揮する可能性があることをあらかじめ想定しておくこと。
- (3) 市議会では、「神崎市まちづくり特別委員会」が組織され、神崎市脊振町複合施設の建設に関する検討を重ねられている。「神崎市まちづくり特別委員会」からの意見及び提言等があった場合には、その内容を踏まえ、基本設計の策定に向けた検討を行うこと。
- (4) 基本設計の策定などの各段階において、パブリックコメント等を実施するので、提案された意見等についても検討を行うこと。
- (5) 検討にあたっては、必要に応じてイメージ図を作成するなど、常に市民にも分かりやすい説明を意識すること。

3 業務内容

受託者は、次の内容について、調査、検討及び整理などを行い、その結果を報告すること。

なお、業務の遂行にあたっては、市民等への説明及び意見の反映並びに庁内の意思決定などに必要となる期間を十分に踏まえた進捗管理を行うこと。また、検討にあたっては、幅広い視点から提案を行い、深い議論が行われるよう意識すること。

(1) 建設候補地に関する事項

- ① 建築基準法などの法的条件を踏まえた景観、敷地面積、形状、高低差
- ② 周辺住宅地への日影の影響
- ③ 電波調査、地質調査 など

(2) 敷地利用計画に関する事項

- ① 来庁者及び公用車並びに職員の駐車スペースと必要台数
- ② 来庁者及び職員の駐輪スペースと必要台数
- ③ バス、タクシー等の駐停車スペース
- ④ 利便性及び動線に配慮した進入道路及び取付道路
- ⑤ 屋外多目的スペース（イベント、フリーマーケットなど多目的な活用可能なスペース）
- ⑥ 地形、雨水 など

(3) 設計に関する事項

- ① 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ② 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ③ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ④ 機械設備基本設計に関する標準業務
- ⑤ 周辺整備基本設計に関する標準業務

(4) 基本設計で整理する事項

- ① 床面積
- ② 配置する部署及び機能配置
- ③ 空間計画及び階数
- ④ 建築計画
- ⑤ 建築設備計画
- ⑥ 構造計画
- ⑦ 防災拠点整備計画
- ⑧ 維持管理計画
- ⑨ 立面計画
- ⑩ セキュリティ機能
- ⑪ ユニバーサルデザイン
- ⑫ 実施設計と条件の整理 など

(5) 事業スケジュールに関する事項

- ① 全体スケジュール
- ② 今後必要となる業務及び詳細スケジュール

(6) 事業費に関する事項

- ① イニシャルコスト（本体工事、附帯工事、外構工事などの概算事業費の算出と比較検討）
- ② ランニングコスト（運用費、保全費、更新費、一般管理費などの概算費用の算出と比較検討）

(7) 財源計画に関する事項

- ① 財源の整理
- ② 活用可能な補助金等の検討及び整理
- ③ 補助金申請及び起債申請等に必要となる資料作成の支援

(8) その他の支援等に関する事項

- ① 外観透視図（完成予想図）の作成
- ② 3Dキャドの作成
- ③ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務の支援
- ④ 各種説明会及び会議に必要な資料の作成、参加支援
- ⑤ 庁内会議や説明会、パブリックコメントを行う際の資料作成の支援
- ⑥ 関係官公署と協議を行う際の資料作成の支援

4 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。

- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、業務着手届出書、管理技術者選任通知書、業務完了届書など必要な書類を発注者の指示に従い提出すること。
- (4) 本業務の進捗に関して、定期的に報告を行うこと。
- (5) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ承認を受けること。
- (6) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 本業務の実施過程において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

5 議事録

会議、説明会及び打合せの内容については、その都度書面に記録すること。

6 成果品

- (1) 本業務が完了したときは、速やかに審査を受け、承認を得た後、業務完了通知書とともに成果品を提出すること。
- (2) 本業務の完了前であっても、あらかじめ成果品の提出期限を指定された場合は、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、審査を受けること。
- (3) 成果品の種別及び納品部数は「神崎市脊振町複合施設建設基本設計業務成果品一覧」による。

7 その他

- (1) 設計条件・設計図書に関しての軽微な変更については、受託者は発注者の指示により作業を進めること。この場合、設計業務委託契約書の規定に関わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。
- (2) 建設候補地は、正式に決定したものではないため、敷地面積等の諸条件に変更が生じる場合もあり得ることに留意しておくこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議による。

神埼市脊振町複合施設建設基本設計業務委託 成果品一覧

1 提出時の留意事項

- (1) 成果品は、わかりやすいように目次や見出しを付けること。
- (2) 成果品は、下記の紙ベースのほか、電子データ（1部）でも提出すること。
- (3) 電子データのファイル形式等は、発注者の指示によること。

2 基本設計

成 果 品	原図 (カラー)	複製版 (カラー)	製本形態等
<ul style="list-style-type: none"> ○計画概要書 建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、工程計画、環境計画、その他実施設計に必要な資料（法令チェック等）、検討書等 ○設計コンセプトに対応する計画図書 ○その他関連する図書 	各1部	各2部	A3版
<ul style="list-style-type: none"> ●建築（意匠） ○建築（意匠）設計図 仕様概要表、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図及び外構計画図（敷地断面図、縦断複数箇所、雨水計画図、レベル表示）、各階平面図、建物断面図、立面図（各面）、矩計図（主要部）、その他必要と思える関連施設の平面図等 ○基本設計説明書 ○工事概算書 	各1部	各2部	A3版
<ul style="list-style-type: none"> ●建築（構造） ○構造比較表（免震、耐震、制振構造） ○基本構造計画案 ○構造計画概要書（基本構造計算案含む） ○仕様概要書 ○工事費概算書 	各1部	各2部	A3版
<ul style="list-style-type: none"> ●電気設備 ○電気設備計画概要書 ○仕様概要書 ○設計図（外部引込幹線図、基準平面図） ○工事費概算書 	各1部	各2部	A3版
<ul style="list-style-type: none"> ●機械設備 ○空調和設備計画概要書 ○給排水衛生設備計画概要書 ○ガス設備計画概要書（ガスを使用する場合） ○設計図（空調、給排水、ガス基準平面図、勾配計算書、外部平面図） ○昇降機設備計画概要書 ○仕様概要書 ○工事費概算書 	各1部	各2部	A3版

<ul style="list-style-type: none"> ●その他 ○透視図 ○3Dキャド ○電波障害調査報告書 ○地質調査報告書 ○事業全体工程表 ○オフィスレイアウトプラン検討書 ○動線計画 ○省エネルギー検討書 	<p>各1部 (透視図は 1棟4面) (3Dキャ ドはデー タのみ)</p>	各2部	A3版
<ul style="list-style-type: none"> ●資料 ○各種技術資料 ○その他必要と思われる資料 	各1部	各2部	A4版又は A3版